

②原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他（ ）
-------------------	--	---

改める。

第6号様式(2)を次のように改める。

第6号様式(2) (第9条関係)

視覚障害の状況及び所見

1 視力 (検査日: 年 月 日)

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	()	c y l	D	A x	°
左眼		×	D	()	c y l	D	A x	°

2 視野 (検査日: 年 月 日)

(1) ゴールドマン型視野計

ア 周辺視野の評価 (I/4)

(ア) 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

(イ) 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

イ 中心視野の評価 (I/2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

両眼中心
視野角度 (I/2) (× 3 +) / 4 = 度

(2) 自動視野計

ア 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

イ 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)
左 ④ 点 (≧26dB)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

両眼中心視野
視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		

眼底		
----	--	--

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第287号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字上原、字西表及び字白浜	平成30年8月8日（水曜日）午後零時から午後3時まで	中野わいわいホール
竹富町字南風見、字南風見仲及び字古見	平成30年8月9日（木曜日）午前10時から午後2時まで	竹富町離島振興総合センター

竹富町字竹富	平成30年 8月10日（金曜日）午後 1時30分から午後 3時まで	竹富島まちなみ館
石垣市	平成30年 8月14日（火曜日）午前 9時30分から午前11時30分まで	宮良公民館
	平成30年 8月14日（火曜日）午後 1時30分から午後 3時30分まで	白保公民館
	平成30年 8月16日（木曜日）午前 9時30分から午後 4時まで	石垣市 I T 事業支援センター
	平成30年 8月17日（金曜日）午後 1時30分から午後 4時まで	石垣市健康福祉センター
石垣市字川平、字崎枝及び字桴海	平成30年 8月20日（月曜日）午前10時30分から午後 1時30分まで	川平公民館
石垣市字平得（開南地区）、字大浜（川原地区）、字名蔵及び字真栄里（於茂登地区）	平成30年 8月27日（月曜日）午前10時30分から午後 3時30分まで	川原公民館
石垣市	平成30年 8月29日（水曜日）午後 1時30分から午後 4時30分まで	石垣市公設市場
石垣市字桃里、字野底、字伊原間及び字平久保	平成30年 8月31日（金曜日）午前10時30分から午後 3時30分まで	伊野田公民館
石垣市	平成30年 9月 4日（火曜日）午前 9時30分から午後 3時30分まで	沖縄県八重山合同庁舎 1階第1会議室

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
石垣市及び竹富町（字黒島、字小浜及び字波照間を除く。）	平成30年 8月 8日（水曜日）から同年12月26日（水曜日）まで	特定計量器の取り付け てある土地又は建物そ の他工作物の所在の場 所

沖縄県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年 6月26日から同年 7月 9日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 与那国島線
- 2 供用開始の区間 与那国町字与那国4806番3から与那国町字与那国4793番5まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 6月26日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消し

た。

平成30年 6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月 1日
(2) 商号名 ヨナハ工務店
(3) 代表者名 与那覇拓
(4) 所在地 浦添市牧港二丁目56番1710号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12910号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年 5月 8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月 1日
(2) 商号名 大喜工業
(3) 代表者名 喜屋武久
(4) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目 9番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第13132号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年 5月 8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月 7日
(2) 商号名 協新組
(3) 代表者名 宇栄原宗清
(4) 所在地 那覇市与儀 2丁目 9番45号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第8248号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年 5月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月 7日
(2) 商号名 新城豊店
(3) 代表者名 新城喜信
(4) 所在地 沖縄市南桃原二丁目15番 1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第11216号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年 5月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月 7日
(2) 商号名 金城興業
(3) 代表者名 金城譲治
(4) 所在地 糸満市字兼城347番地 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第12948号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年 5月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第 1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 6月26日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子
 沖縄県監査委員 西 銘 純 恵

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
田村ゆかり	西原町字小那覇329番地の6 ザ・ブレース西原テラス2号地
中尾義孝	那覇市松島2丁目1番地1 ライオンズマンション松島701
横井理人	那覇市真嘉比1丁目12番14号オーガスタマンション402
伊川孝枝	那覇市壺川1丁目3番地8 セレーノ・T302
今福聡	那覇市字小禄183番地スカイヒルM B-3

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成30年6月26日から平成31年3月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--